

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と趣旨

1 背景と趣旨

(1) 本市の地域福祉計画の変遷

本市では、平成16年度に「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念とした「第1次地域福祉計画」(計画期間：平成17年度～20年度。以下「第1次計画」という。)を策定し、市と安城市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の協働による地域福祉の推進体制を定め、町内福祉委員会や地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)の役割を明確にしました。

その後、平成20年度には市社協の地域福祉活動計画と統合する形で「第2次地域福祉計画」(計画期間：平成21年度～25年度。以下「第2次計画」という。)を策定し、地域福祉を推進しています。

(2) 本市の地域福祉活動

平成9年度から概ね中学校区ごとに地区社協を設立するとともに、町内会を中心に民生委員児童委員(以下「民生委員」という。)や老人クラブなど地域の福祉関係者や福祉団体などが協働する町内福祉委員会を地域福祉活動の中心的組織と決めました。

その後、各町内福祉委員会において町内福祉活動計画を策定し、サロンや昼食会などのふれあい交流活動、介護教室等の学習活動、福祉マップの作成、地域での見守り活動といった様々な小地域福祉活動が地域の実情にあった方法で取り組まれてきました。

また、平成22年のいわゆる「消えた高齢者問題」に端を発した無縁社会への対応として、孤立死を出さないまちづくりを目指して、平成23～24年度に「地域見守り活動モデル事業」を実施し、平成25年度からは「地域見守り活動推進事業」として、市内全域での展開を進めています。

(3) 地域福祉を取り巻く課題

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯といった世帯の少人数化の進行によって、高齢者が高齢者を介護する老老介護や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する認認介護、孤立死などの社会問題が本市においても無縁とはいえない状況です。また、都市化による地域コミュニティの変容によって住民同士の関係が希薄になり、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立化や児童虐待、高齢者等の孤立死などの発生が憂慮されています。

また、団塊の世代が65歳以上となり、今後、要介護者の割合が高くなる後期高齢者になると、急激な介護力不足が予測されます。

(4) 第2次計画期間での新たな課題

平成23年8月に「障害者基本法」が、平成24年4月には「介護保険法」が改正され、平成25年4月に、障害福祉サービスの対象を難病患者にも拡大することなどを内容とする「障害者総合支援法」が施行されるなど、福祉制度はめまぐるしく変化しました。しかし、公的な福祉サービスが充実する反面、問題を抱えているもののサービスの対象とならない、制度の狭間の問題が生じています。

また、平成23年3月に起こった東日本大震災では、人と人との絆が必要であることや協働の重要性を再認識することになりました。本市においても、南海トラフ巨大地震による大規模な災害が懸念されており、災害時要援護者の支援体制の充実と、様々な機関や団体の協働の仕組みを検討するなど、日ごろからの備えとしての地域での見守り活動や防災活動の推進が課題となっています。

(5) 新たな地域福祉計画の必要性と目指すもの

様々な社会環境等の変化に伴って、顕在化しつつある新たな課題や法制度に対応するため、第2次計画の見直しを行い、「第3次地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

大規模災害や生活環境の変化によって、すべての人が支援を必要とする可能性があります。本計画では、高齢者や障害のある人、子どもだけでなくすべての人や事業者等が、お互いに支え合い自分らしく暮らせる地域福祉を一層推進することを目指します。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての人が加齢や障害、その他様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになっても、地域の一員として、家族、友人、知人との関係を保ち、地域で日常生活を営み、文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加することができる地域社会づくりのことです。

また、住民と行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどの多様な主体が協働して、必要なサービスや支援を総合的に提供することや住民の福祉活動の組織化を通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを実現するための活動を地域福祉活動といいます。

かつて、住民の相互扶助の仕組みがあった地域においても生活環境が変わり、支え合いの仕組みや考え方も変わりました。そのため、厚生労働省は、住民と行政の協働による新たな福祉、地域における新たな支え合いについての方向性を、平成19年度に開催した「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書にまとめています。

この報告書では、特に高齢者や障害のある人への公的な福祉サービスは飛躍的に充実したものの、制度の狭間にある問題や住民の多様なニーズをすべて公的に対応することは不可能であり、適切ではないため、基本的なニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、新たな支え合い（共助）の拡大、強化が求められると提言しています。

3 根拠となる法律

社会福祉法では、第4条で地域福祉の推進について明記するとともに、第107条では、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」の3つの事項を一体的に定める計画として市町村地域福祉計画を策定することが規定されています。

そして、これら3つの事項に加えて、厚生労働省から要援護者の安否確認や孤立防止、所在不明問題を、それぞれ念頭に置くよう、通知（※）されていることから、これらの課題に対応することが求められています。

以上の事項を踏まえつつ、本計画は、住民と市、市社協、地区社協、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどが相互に協力し地域福祉を推進するための計画とします。

【社会福祉法（一部抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

※厚生労働省の通知

- ①「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月）
- ②「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（平成22年8月）

1-2 計画の位置づけと期間

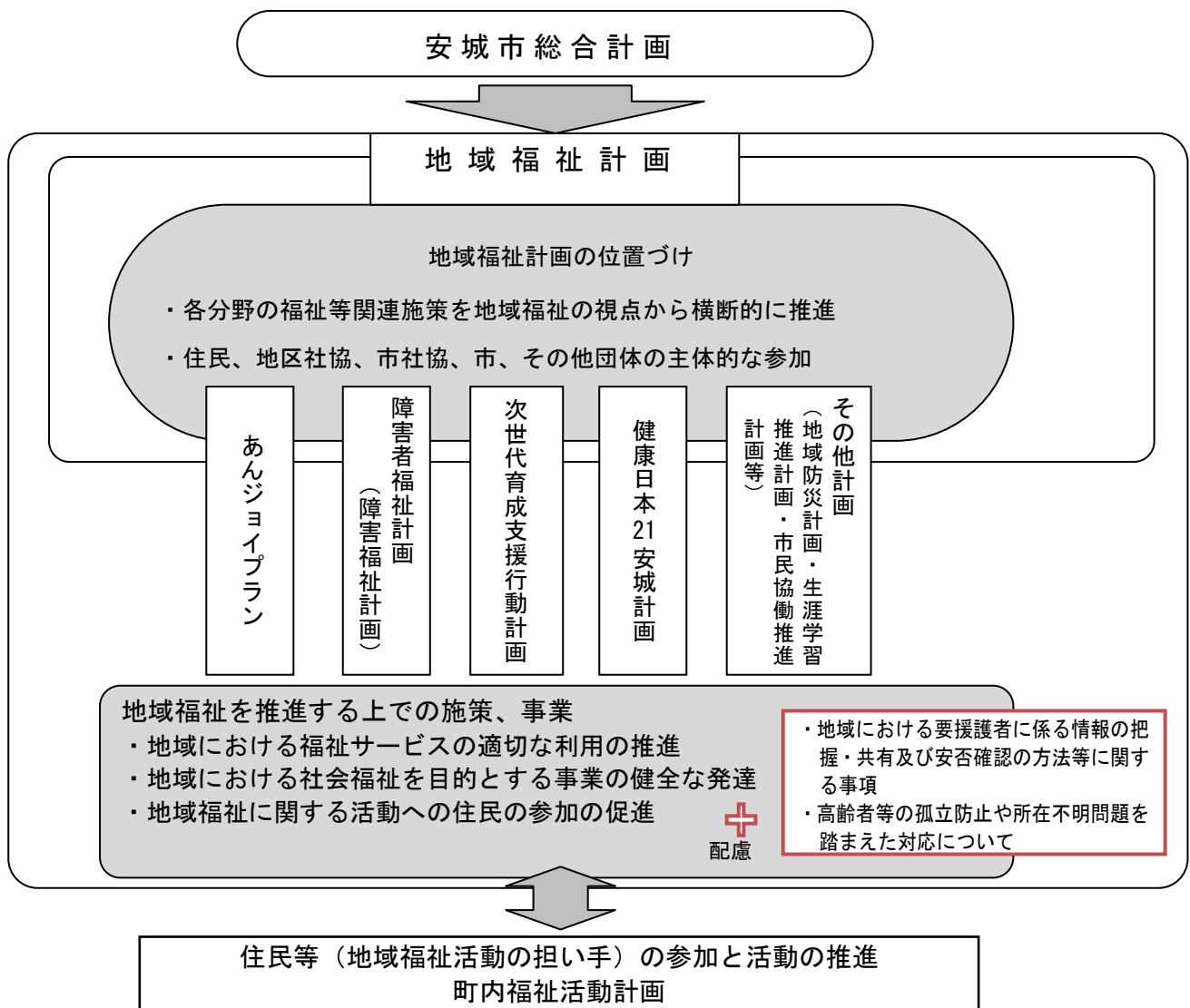
1 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「安城市総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民や地区社協、市社協、市、その他社会福祉の向上を目的とした団体が主体的に参加し、地域福祉を推進していくための計画です。

また、高齢者、障害のある人、子どもなどを対象とした各分野の福祉等関連施策のうち、特に地域的な対応が必要な取組みと支援策等の方向性を示し、それぞれの分野の施策等を横断的につないでいく性格を持ち合わせた総合的な計画として位置づけられます。

地域福祉の推進には、住民や地区社協等の活動を支援する市社協の活動が必要であることから、第2次計画と同様、町内福祉活動計画の方針や地区社協の計画、市社協の施策、事業も含めて記載しています。

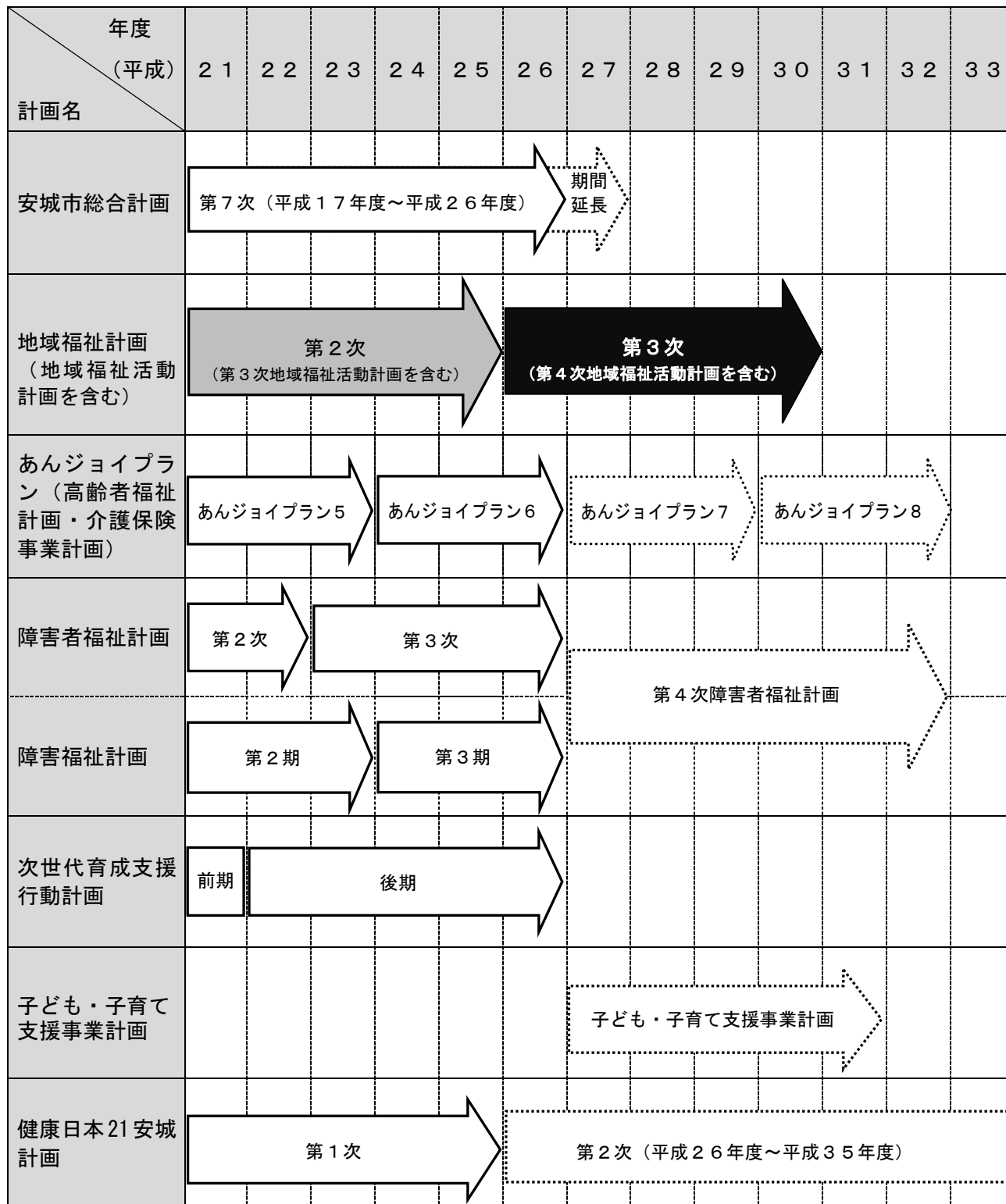
図1-1 地域福祉計画の位置づけ



2 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

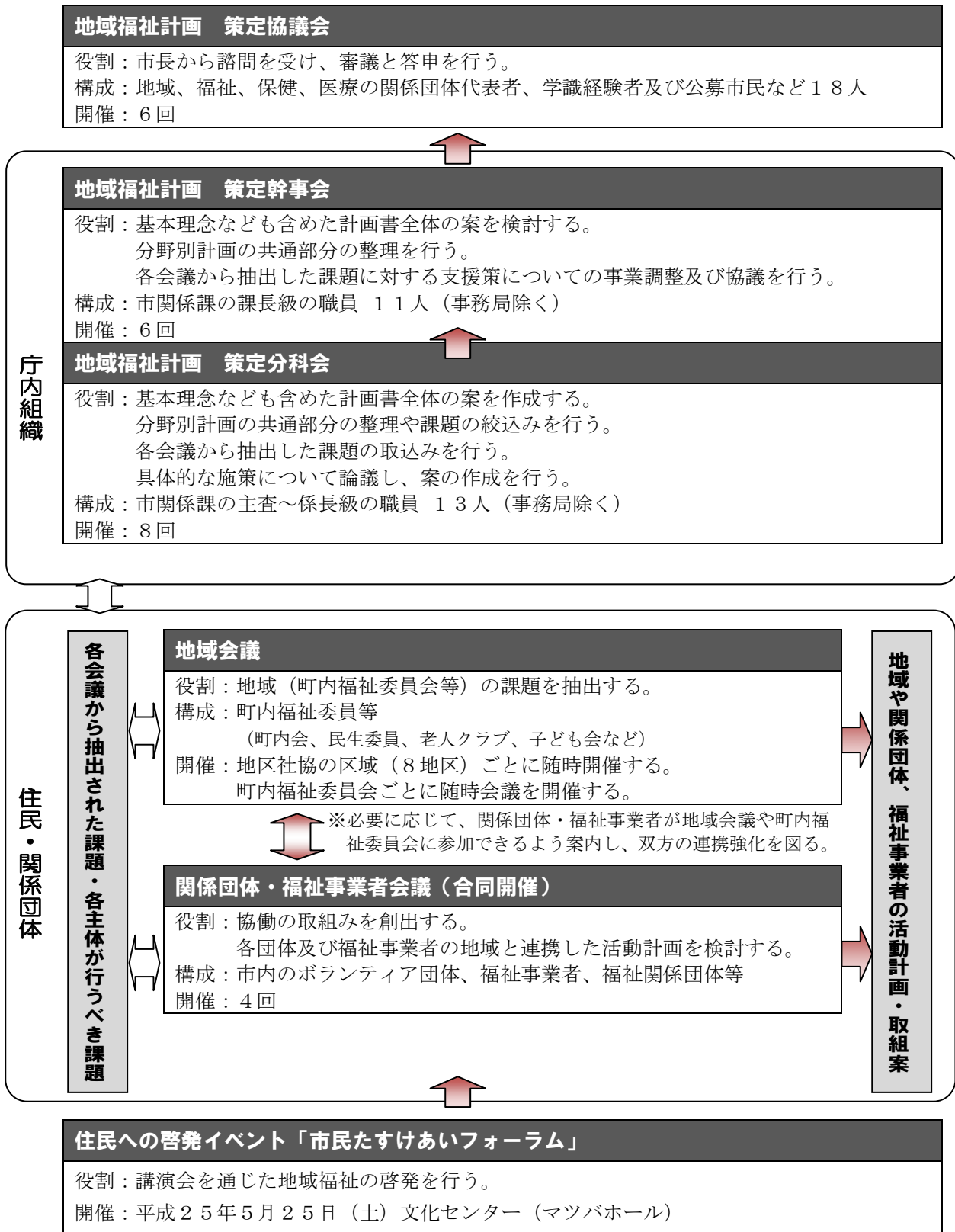
図1-2 関連する計画の期間



1-3 計画の策定体制

1 計画の策定組織と役割

計画の策定体制は次のとおりです。



1-4 福祉圏域と自助・共助・公助の位置づけ

1 重層的な福祉圏域の考え方

本計画では、これまでの計画に引き続き、「隣近所、町内会の班・組の区域」、「町内会の区域」、「地区社協（概ね中学校区）の区域」、「市域」の4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉えます。

具体的には、身近な困りごとを抱えている人を早期に発見しやすく、必要な支援等を迅速に行うことが可能となる「隣近所、町内会の班・組の区域」を単位福祉圏域として位置づけます。

また、単位福祉圏域では実施することが難しい組織的な対応や圏域内で共通する課題を把握する役割を担う「町内会の区域」を第1次福祉圏域として位置づけます。

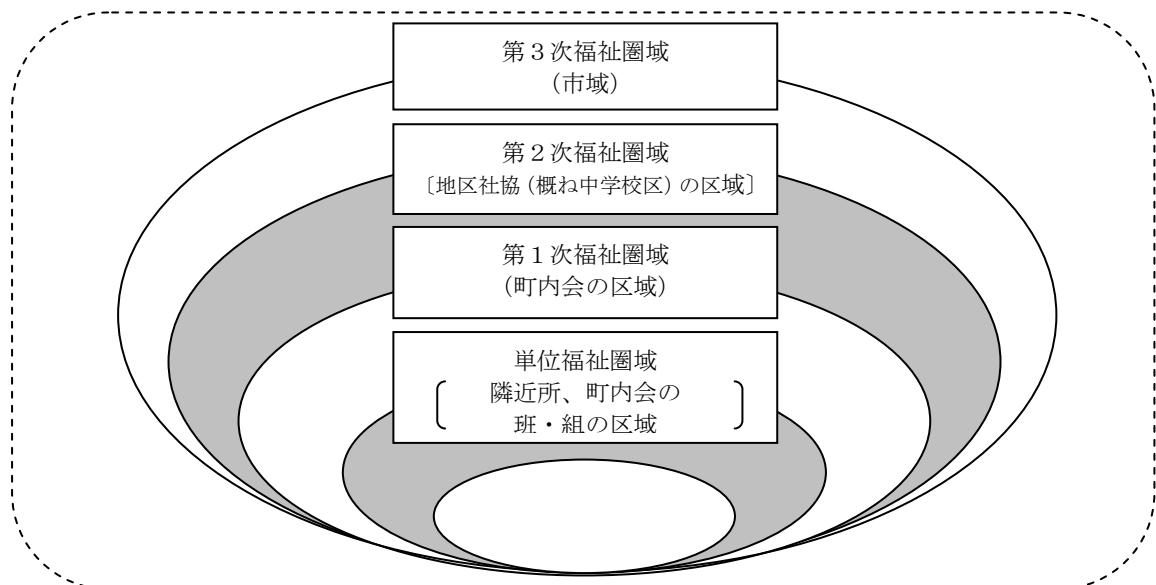
そして、町内福祉委員会をこの圏域における地域福祉活動の中心的組織として位置づけ、地域福祉活動の推進を図ります。

さらに、複数の町内で構成される「地区社協（概ね中学校区）の区域」を第2次福祉圏域として位置づけ、第1次福祉圏域での活動を支援するとともに、地域福祉に関する市及び市社協の施策を展開する圏域としての役割を担うものとします。また、地域福祉活動の拠点として、地区ごとに福祉センターを順次整備し、これまで7地区に整備しました。

加えて、第2次福祉圏域の活動の支援と市全体での活動を行う圏域として、「市域」を第3次福祉圏域として位置づけます。

そして、これらの4つの圏域がそれぞれ、圏域としての役割と機能を発揮しながら多様な地域福祉活動を展開するとともに、相互の機能連携を図ることによって、4つの圏域における地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

図1-3 重層的な福祉圏域の概念図



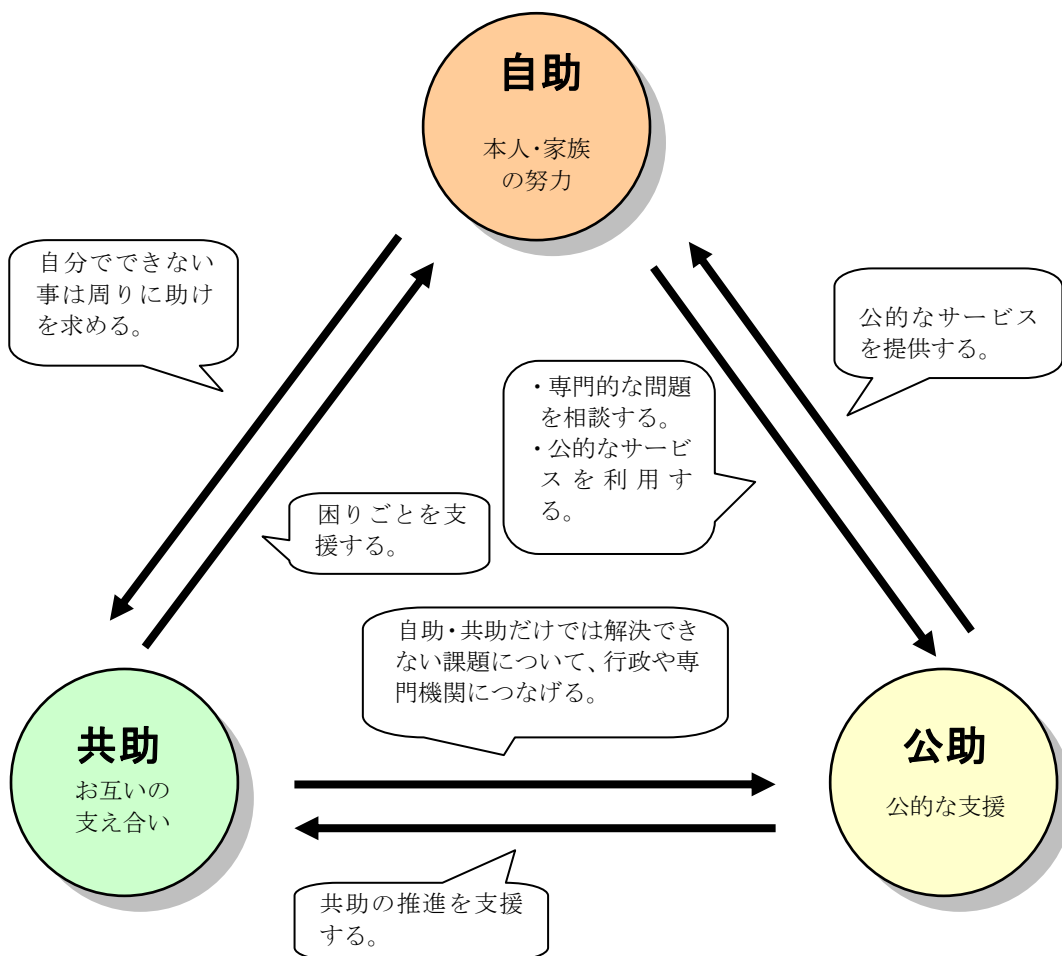
2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の位置づけ

本計画では地域福祉における自助・共助・公助の位置づけを次のとおりとします。

表1-1 自助・共助・公助における役割

区分	地域福祉を担う主体	それぞれの役割
自助 (本人・家族の努力)	課題を抱えている本人、家族	<ul style="list-style-type: none"> ○自分でできることを考え、行う。 ○家族で支え合う。 ○自己解決できない課題が生じた場合はまわりに助けを求める。 ○同じ悩みを共有し助け合う当事者団体（セルフヘルプグループ）活動へ参加する。 ○地域の人との交流を深める。
共助 (お互いの支え合い)	近所の人 地域における身近な関係	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士が支え合う活動を実施する。 ○近所における課題を発見する。 ○いざという時の手助けを行う。 ○解決困難な課題を発見した場合、民生委員や町内会などと連携する。
	町内会、町内福祉委員会 地縁に基づいた住民組織	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題を把握する。 ○課題解決のための体制づくりを行う。 ○課題解決のために当事者、ボランティア団体、NPOと連携する。 ○解決困難な課題を市や専門機関と連携する。
	民生委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○個別の課題を把握する。 ○課題解決のために町内会などと連携する。 ○解決困難な課題を市や専門機関と連携する。
	当事者団体 同じ悩みや課題を抱える人達の組織	<ul style="list-style-type: none"> ○悩みを話し合うなど、セルフヘルプを推進する。 ○住民の理解を促進するための働きかけを行う。
	ボランティア団体、NPO 同じ目的を持つ自発的な構成員による組織	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携した活動を行う。
公助 (公的な支援)	福祉事業者、NPO 福祉サービスを提供する組織	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者本位のサービスを提供する。 ○従事者の専門性を向上させる。 ○事業運営の透明化を図る。 ○独自のサービスの開発と提供を行う。
	行政、社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○自助を啓発する。 ○支え合いの体制づくりのための啓発と支援を行う。 ○ボランティア団体などの担い手の養成と支援を行う。 ○公的なサービスを提供する。 ○セーフティネットを整備する。 ○地域福祉活動推進のための拠点を整備する。 ○専門的な支援を必要とする人に対応する。 ○共助との連携を推進する。 ○当事者団体を支援する。

図1-4 自助・共助・公助の位置づけ



3 自助、共助、公助が連携した支援体制

支援を必要とする人が地域の中で安心して暮らすには、身近な支え合いから専門的な支援まで、自助、共助、公助が連携する必要があります。

日常生活で困りごとが生じたときに、誰に相談すればよいか、専門的な相談機関がどこに何があるかなど、普段の生活に馴染みがないため知らない人が多いのが実情です。ここでは、高齢者、障害のある人、子育て家庭の3分野における、それぞれの役割と関わりについて、当事者を中心にした支援イメージを図案化しました。

図1-5 高齢者の支援イメージ図

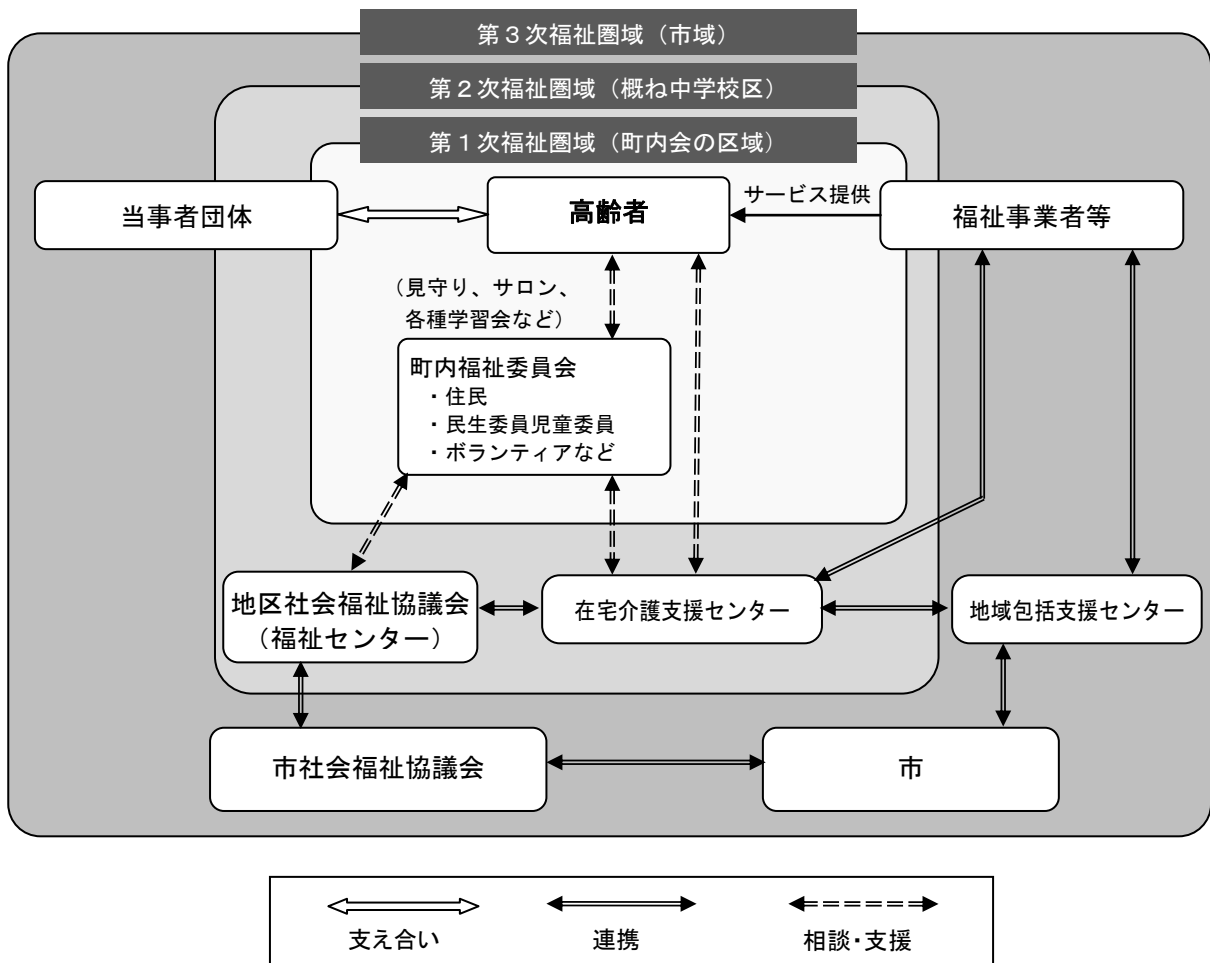


図1-6 障害のある人の支援イメージ図

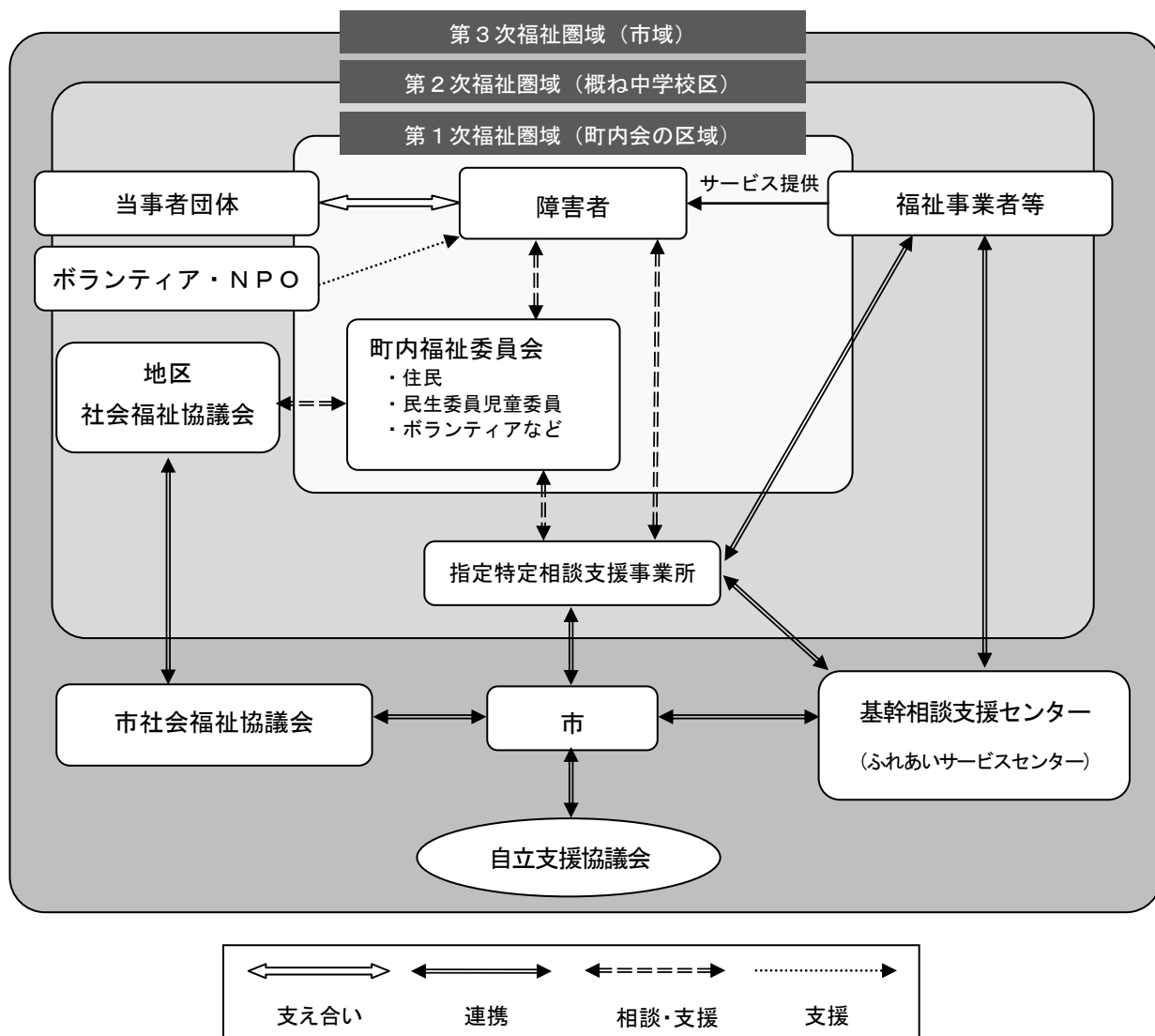


図1-7 子育て家庭の支援イメージ図

